

再 評 価 書

箇所名	一般国道 368 号 伊賀名張拡幅 1 工区	事業名	道路事業	課 名	道路建設課 (伊賀建設事務所)
事業概要	工 期 (下段当初) ^{※1}	平成 18 年度～ 令和 15 年度	全体事業費 (下段当初) ^{※1}	9,500 百万円 (負担率：国 55%：県 45%)	
		平成 18 年度～ 令和 15 年度		9,500 百万円 (負担率：国 55%：県 45%)	
事 業 目 的 及 び 内 容					
<p>■当該路線の概要</p> <p>一般国道 368 号は、三重県伊賀市から奈良県宇陀郡御杖村を經由し、三重県多気郡多気町に至る延長約 71km の幹線道路であり、生活や産業に欠かせない道路です。当該路線は第 2 次緊急輸送道路に指定されているとともに名阪国道上野 IC から八幡工業団地の間は重要物流道路にも指定されており、平常時・災害時を問わず安定的な物流を担う重要な路線です。</p> <p>事業区間は、伊賀市街地と名張市街地を結び、日 2 万台を超える交通量により、上野 IC 周辺や八幡工業団地付近では、特に朝夕の通勤時間帯において激しい混雑状況となっており、主要渋滞箇所にも指定されています。また、事業区間では交通事故も多く、特に 2 車線区間での事故が多発しています。</p> <p>このようなことから、渋滞の緩和を図るため、平成 18 年度に事業着手しました。</p> <p>伊賀名張拡幅 1 工区の整備によって、朝夕の激しい渋滞の緩和を図り、上野 IC へのアクセス性を向上させます。また、八幡工業団地をはじめとした地域経済の発展を支援します。</p> <p>さらに、令和 5 年 1 月には、第二次救急医療施設である岡波総合病院が事業区間内に開院したことから、迅速な救急搬送を行うために残る 2 車線区間について、早期の 4 車線化が求められています。</p>					
<p>■事業目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 渋滞の緩和 ・ 名阪国道へのアクセス性向上 ・ 地域経済の支援 					
<p>■事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業計画期間 28 年間 (平成 18 年度～令和 15 年度) ・ 全体事業費 9,500 百万円 (工事費：9,234 百万円, 用地費：266 百万円) ・ 計画延長 L=12.4km (起点) 伊賀市守田町～ (終点) 名張市八幡 ・ 幅 員 W=13.0m (20.0m) ・ 主要構造物 橋梁 5 橋 					
事 業 主 体 の 再 評 価 結 果					
<p>1 再評価を行った理由</p> <p>令和元年度に再評価を実施後、一定期間 (5 年) が経過している事業であるため、三重県公共事業再評価実施要綱第 2 条 (3) に基づき再評価を行いました。</p>					
<p>2 事業の進捗状況と今後の見込み</p> <p>2-1 事業の進捗状況</p> <p>① 令和 6 年 3 月末時点の事業進捗率は事業費ベースで 39% (工事 39%、用地 35%) となっています。</p> <p>② 現時点で延長 4.0km が供用済みです。</p> <p>2-2 今後の見込み</p> <p>令和 15 年度の全線供用に向け、事業を推進します。</p>					
<p>3 事業を巡る社会経済情勢等の変化</p> <p>令和 5 年 1 月に伊賀市・名張市の二次救急医療機関である岡波総合病院が伊賀市上之庄地内へ移転しており、病院までの主なアクセス道路として、事業区間が利用されています。また、名張市内の工業団地では工場の増設が行われている等、本事業の重要性は一層高まっており、当該事業の必要性に変化はありません。</p>					

4 事業採択時の費用対効果分析の要因の変化、地元意向の変化等

4-1 費用対効果分析

① 前回評価時の費用対効果分析の結果 ※2

【前回評価時】(令和元年時)	
総費用(C)	82億円
総便益(B)	241億円
費用便益比(B/C)	= 2.9

② 費用対効果分析の結果 ※3

費用便益比(B/C)	総費用(C) (残事業) / (事業全体)	総便益(B) (残事業) / (事業全体)
【事業全体】	41億円/99億円	214/285億円
2.9	事業費 : 38億円/95億円	走行時間短縮便益 : 197/264億円
参考 4.7 [2%]	維持管理費 : 2.8億円/4.1億円	走行経費減少便益 : 15/19億円
〃 6.1 [1%]		交通事故減少便益 : 1.6/2.0億円
【残事業】		
5.3		
参考 8.0 [2%]		
〃 10.1 [1%]		

③ 感度分析の結果 ※4

【事業全体】	【残事業】
交通量 : B/C = 2.7~3.0 (±10%)	交通量 : B/C = 5.0~5.5 (±10%)
事業費 : B/C = 2.8~3.0 (±10%)	事業費 : B/C = 4.8~5.8 (±10%)
事業期間 : B/C = 2.6~3.1 (±20%)	事業期間 : B/C = 4.9~5.7 (±20%)

※出典：費用便益分析マニュアル(令和5年12月 国土交通省 道路局 都市局)

4-2 その他の効果

① 渋滞の緩和

- ・八幡工業団地周辺は、朝夕の通勤時間帯を中心に渋滞が発生しており、八幡工業団地1交差点から八幡工業団地2交差点間は主要渋滞区間にも指定されています。
- ・事業箇所の整備により、2車線から4車線に拡幅されることで主要渋滞箇所を含む全線における渋滞の緩和・解消を図ります。

② 名阪国道へのアクセス性向上

- ・上野IC周辺は、日交通量が2万台以上と片側1車線での処理能力を大きく超え、朝夕の通勤時間帯には旅行速度が30km/h以下となり、スムーズなアクセスに支障をきたしています。
- ・事業箇所の整備により、2車線から4車線に拡幅されることで、道路交通の流れがスムーズになり、名阪国道へのアクセス性が向上することが期待されます。

③ 地域経済の支援

- ・一般国道368号沿線には、八幡工業団地が形成されていますが、現道は片側1車線の対面通行区間があるため、円滑な走行に支障をきたしています。
- ・名阪国道上野ICから八幡工業団地の間は重要物流道路に指定されていますが、朝夕の通勤時間帯を中心に渋滞が発生しており、主要渋滞箇所も存在することから、十分な機能を果たしていないと考えられます。
- ・事業箇所の整備により、渋滞が緩和・解消することで物流の効率化が図られ、地域経済の発展が期待されます。

④ 緊急輸送道路の機能強化

- ・一般国道368号は第2次緊急輸送道路に指定されており、近傍には広域防災拠点である「伊賀拠点」があります。
- ・事業箇所の整備により、大規模災害時に当該区間を利用し、市町間を超える物資の搬入・搬出等を行うことができ、緊急輸送道路の機能強化が期待されます。

⑤ 救急活動への貢献

- ・事業箇所の周辺には、伊賀市・名張市の二次救急医療機関である岡波総合病院があり、救急車両は病院へのアクセス路として利用されていますが、朝夕の渋滞発生時間帯には、2車線区間のスムーズな通行に支障をきたしています。
- ・事業箇所の整備により2車線から4車線に拡幅されることで、渋滞が緩和・解消され、救急車両の走行性が向上し、搬送時間の短縮が期待されます。

⑥ 道路利用者の安全性向上

- ・事業区間内では、過去3年間に交通事故が35件(軽傷29件、重傷6件)発生しており、特に対面通行となっている2車線区間での事故発生件数が多い状況です。
- ・事業箇所の整備により、中央分離帯が設置され対面通行が解消されることで事故が減少し、道路利用者の安全性の向上が期待されます。

⑦ 公共交通の走行性確保

- ・事業区間は、伊賀上野駅から名張駅間を結ぶ路線バスが1日33便運行されており、沿線住民の重要な移動手段として機能しています。
- ・朝夕の通勤時間帯には交通量が増加するため、バスの走行性・定時性が低下するとともに、回送バスは渋滞を見越して早めに車庫を出発する必要があるため、ドライバーの負担が増加しています。
- ・事業箇所の整備により、渋滞が緩和・解消し、ドライバーの負担軽減に大きく寄与します。

4-3 地元の意向

当該路線が通過する、三重県伊賀市・名張市・津市・松阪市・多気町・奈良県御杖村の6市町により「国道368号改修期成同盟会」が設立されており、地域間の物流及び交流促進のため、事業の早期完成を強く要望されています。また、沿線自治会の代表による沿線協議会が年数回開催されており、事業の早期完成を強く要望されているとともに、沿線企業からは渋滞緩和や物流の効率化などの面から、事業の早期完成を強く望まれています。

5 コスト縮減の可能性や代替案立案の可能性

5-1 コスト縮減

整備後の維持管理コストの縮減対策として、鋼製橋梁に耐候性鋼材を採用し塗替え費用の削減を図ります。また、道路法面の防草対策で張コンクリート工を行い草刈りに要する維持管理費の縮減を行います。道路照明についても電気代削減の観点からLED照明を採用します。

5-2 代替案

当該事業は、4車線化事業であり、将来の4車線化を見越した用地はおおよそ確保済みであることから、代替案はありません。

再 評 価 の 経 緯

令和元年度の再評価においては、事業継続の妥当性が認められたことから、事業継続を了承されています。

事 業 主 体 の 対 応 方 針

三重県公共事業再評価実施要綱第3条の視点により再評価を行った結果、同要綱第5条第1項に該当すると判断されるため、当事業を継続したいと考えています。

委員会意見の概要【事業方針作成時に記述】

事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。

対応方針の概要【事業方針作成時に記述】

審査の結果、事業継続の妥当性が認められたことから、事業効果の早期発現に向け事業を継続して実施していきます。

※1 再評価実施事業は(下段前回)とし、前回再評価時の内容を記載する。未実施の場合は(下段当初)とし、当初計画時の内容を記載する。

※2 再評価実施事業は、前回再評価時の内容を記載する。未実施の場合は、当初計画時の内容を記載する。

※3 当該事業を所管する省庁の費用便益分析手法に従い費用対効果分析の結果を記載する。

※4 当該事業を所管する省庁の費用便益分析手法に従い感度分析の結果を記載する。